

2021年10月25日

各 位

会 社 名 霞ヶ関キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 河本 幸士郎  
(コード番号：3498 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営企画本部長 廣瀬 一成  
(TEL：03-5510-7653)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年11月29日開催予定の当社第10期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年11月29日開催予定の当社第10期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社の今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2021年11月29日（月曜日）
定款変更の効力発生日（予定）	2021年11月29日（月曜日）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～2. (条文省略) 3. 不動産の保有、運営、売買、賃貸借、仲介 4. (条文省略) 5. <u>前各号に付随するコンサルティング業務全般</u> 6. ～8. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) 9. <u>前各号に付帯又は関連する一切の事業</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～2. (現行どおり) 3. 不動産の保有、運営、売買、賃貸借、仲介、 <u>管理及び鑑定</u> 4. (現行どおり) (削除) 5. ～7. (現行どおり) 8. <u>不動産特定共同事業</u> 9. <u>建築物の設計、工事監理及び調査</u> 10. <u>建築・土木工事の施工及び請負</u> 11. <u>前各号に付随するコンサルティング業務全般</u> 12. <u>前各号に付帯又は関連する一切の事業</u>
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u>
(公告方法) 第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。	(公告方法) 第5条 当社の公告 <u>方法</u> は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式) 第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿<u>管理人</u>及び新株予約権原簿の作成<u>ならびに</u>これらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元株式<u>数</u>) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>これらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会に<u>おいて</u>定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 (条文省略)</p>	<p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数を<u>もって</u>行う。 2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示す</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>又は</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>ることにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 18 条 当社の取締役は、11 名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第 20 条 当社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>ことにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、11 名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 20 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1 年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、<u>その決議によって、</u> <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定しなければならない。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第24条 (条文省略)</p> <p>(決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。 <u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<u>(員数)</u> 第29条 当社は監査役を置き、監査役は4名以内とする。	(削除)
<u>(選任方法)</u> 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 当社の監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。	(削除)
<u>(任期)</u> 第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第38条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計 算</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度) 第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>41</u>条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。 2 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(配当の排除期間) 第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>(定款に定めのない事項) 第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(事業年度) 第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>37</u>条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年8月31日とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間) 第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附<u>則</u></p> <p>(定款に定めのない事項) 第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第<u>41</u>条 当社は、<u>第10期定時株主総会</u><u>終結前の行為に関する会社法第423条第1項</u><u>所定の監査役(監査役であった者を含む。)</u><u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

霞ヶ関キャピタル株式会社 広報・IR部／TEL：03-5510-7653 MAIL：ir@kasumigaseki.co.jp